

## CalWORKs および CALFRESH の報告の変更点

ケース名:	
ケース番号:	
ワーカー番号:	

CalWORKs 給付が決定しましたので、一定の条件に当てはまる場合は収入の総額を 10 日以内に報告してください。世帯の月収合計額が現在の所得報告基準 (Income Reporting Threshold (IRT)) を超える場合は、いつでも報告する必要があります。

家族の人数	_____
現在の収入 (ドル) \$	_____
IRT の金額 \$	_____

### 報告の仕方

総収入が上記リストに記入した IRT の金額を超える場合は、**10 日以内に郡にその事実を報告する義務があります。**電話か文書で郡にこの情報を報告します。

「月収の総額」とは、

- ⇒ 取得した金銭のことをいいます (勤労所得と **不労所得** の両方)。
- ⇒ 何らかの控除を受ける **前**の金額です。(控除の例: 税金、社会保障税、年金、債権差し押さえなど)

### 報告の結果

- ⇒ IRT を超える分の収入に基づいて給付額が減額されるか打ち切られます。
- ⇒ 収入が変動した場合、あるいは世帯に誰かが加わったか離れた場合に IRT が変更になる場合があります。
- ⇒ IRT が変更される場合は、その度に郡から文書で通知されます。
- ⇒ また、年 1 回の再認定/証明書更新 (RD/RC) 時にも、既に金額を報告している場合でも、RD/RC 申請書類に総収入を記入しなくてはなりません。

### 報告しなかった場合の罰則

世帯の IRT を超える収入があった場合に報告を怠ると、規定よりも多い額の給付を受けることとなります。その場合、報告しなかった収入に基づいて、余分に給付された額を払い戻さなくてはなりません。給付額を余分に取得する目的で故意に報告しなかった場合は、詐欺行為とみなされ犯罪として告発される可能性があります。

CalWORKs 給付を受けることになった場合、**以下の内容を発生から 10 日以内に報告しなくてはなりません。**

1. 世帯に誰かが加わるか離れた場合。
2. 薬物関連で重い有罪判決を受けた人物が世帯に加わる場合で、以前に報告していなかった場合。
3. 仮釈放または執行猶予の条件に違反している人物が世帯に加わる場合、あるいは加わっている場合。
4. 司法当局から逃亡している人物が世帯に加わる場合、または加わっている場合。
5. 住所が変更になった場合。

CalFresh 給付を受けることになった場合、**以下の内容を発生から 10 日以内に報告しなくてはなりません。**

1. IRT を除く、CalWORKs で要求されている必須報告書すべて (上記 1 ~ 5 を参照)。
2. 仕事の開始、停止、変更を含む、収入源の変更。
3. 勤労所得が 100 ドルを超える単位で変動した場合。
4. 不労所得が 50 ドルを超える単位で変動した場合 (CalWORKs または一般扶助制度による給付金を除く)。
5. 家賃または光熱費の変動 (引越した場合のみ)。
6. 裁判所命令による育児給付額の変動。
7. 扶養者のいない健全成人 (ABAWD) の場合は、労働時間または職業訓練時間が 1 週間に 20 時間以下または 1 ヶ月間に 80 時間以下になった場合、報告しなくてはなりません。

### 自発的な情報報告

何らかの変更があった場合は自発的に郡に報告することもできます。変更を報告すれば、給付金額が増える場合があります。例:

- 世帯の誰かが妊娠した場合。
- キャッシュエイドを受けている誰かに特別のニーズが発生した場合。妊娠、医師が処方した特別食、家計の逼迫など。
- CalFresh について、身障者または 60 才以上の人物に、新しくまたは高額な現金医療費支払い義務が発生した場合。